

# 定年引上げに伴う 消防本部の課題に関する研究会について

令和4年3月14日(月)  
総務省消防庁消防・救急課

## 趣旨・目的

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）が令和3年6月11日に公布され、令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることとなる。こうした中、消防職は加齢困難職種とされ、高齢期職員の現場活動など、検討すべき課題が多いが、定年引き上げ後も各消防本部において必要な消防力を確保する必要があるため、消防本部に対して適切な助言や支援を行っていくことが要請される。

本研究会においては、各消防本部が定年引上げを踏まえた消防本部の各種課題に関して検討する際の参考とできるよう、各消防本部の検討状況を把握しながら、消防特有の留意点を報告書にとりまとめることとする。

# 研究会において想定される論点

## 高齢期職員の活用に関する論点

- i) 定年引上げ後においても高齢期職員が活躍し、かつ、組織活力が維持されるための対応策
  - 例：新たな働き方の整備（新たな職域の創設、指導的役割への位置づけなど）
  - 例：職場環境の整備（軽量の資機材の採用など）
- ii) 現行再任用職員の活躍事例、再任用職員が活躍するための人事管理の工夫
  - 例：配置の工夫、キャリアパスの工夫
- iii) 体力管理、安全管理上の工夫
  - 例：体力管理規定

## 定員管理に関する論点

- i) 職域ごとの年齢別の職員配置の考え方
  - ・ 定年引上げ後（R15年度）にはどのような職域ごとの年齢別職員数による本部運営が想定されるか。
    - 例：消防隊の若年期職員の割合を現状と比較して、一定割合減らす。
- ii) 新規採用及び定員管理の考え方
  - ・ 定年引上げ期間中（R5年度～R14年度）は2年に1度しか定年退職者が生じないが、毎年度の新規採用者数をどのように決めていくか。
    - 例：2年間の退職者の半分の補充を毎年行う（2年間の退職者数を平準化した職員数を新規採用者数とする。）
  - ・ 定年引上げ期間中の定数増を行う場合、どの様な考え方で、どの程度を増やすか。
  - ・ 定年引上げ期間中の退職者数の見込みをどのように立てるか。